

# 特定健康診査等実施計画 第Ⅳ期

プルデンシャル健康保険組合

2024（令和6）年4月

## I 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界に誇れる平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者及び被扶養に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査および特定保健指導の実施ならびにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものであり、法第19条により第3期からは6年ごとに、6年一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## II 基本的事項

### 1. 生活習慣病対策の背景・必要性

わが国では、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣の割合が増えてきており、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。）等の生活習慣病が死因の六割を占めている。また、医療費の占める割合についてもがん、循環器疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣病が約三割を占めている。

### 2. 医療保険者による生活習慣対策

生活習慣病に対処するため、二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）及び三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、心身機能の維持及び回復を図ることをいう。）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発症を予防することをいい、健康診査の結果等を踏まえ、特に疾病の発症の予防のための指導が必要な者に対して生活習慣の改善に関する指導を行うことを含む。）を重視し、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期の世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮する。

### Ⅲ 当健康保険組合の現状および課題

#### 1. 状況

第Ⅲ期の特定健康診査及び特定保健指導の実施計画に基づいて実施した結果、被保険者の健診受診率は92%を超える結果となった。また、被扶養者の健診受診率も57%を超え改善がみられたが、目標値である90%には届いていない。さらに、特定保健指導の実施率は、低調なものとなった。

今後は、特定健康診査について、被扶養者の受診率を向上させるため、さらに広報活動を実施する必要がある。また、特定保健指導については参加率向上のため、事業主との連携が必須の状況であり、事業主の健康的な風土醸成への環境整備を進めていくことが今後の課題である。

#### 2. 第Ⅳ期計画の基本的な考え方

##### (1) 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査については、糖尿病等の生活習慣病の発症には、内脂肪の蓄積が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなるため、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

##### (2) 事業主が行う健康診断および保健指導との関係

被保険者については、事業主が行う定期健康診断に特定健康診査項目が盛り込まれ実施されている。今後も事業主と連携し全従業員が毎年受診できる環境を維持していく必要がある。

被扶養者および任意継続者については、健康保険組合が受診を勧奨することにより、本施策の目標達成に向け協力を要請していく。

##### (3) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導については、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を確認して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

### Ⅳ 達成目標

#### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度の特定健康診査の目標実施率は90%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の各年度目標を次の通り定める。

#### 目標実施率

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
被保険者(%)	94.0	95.0	95.0	96.0	96.0	97.0	-
被扶養者(%)	60.0	60.0	60.0	65.0	65.0	70.0	-
被保険者(%) +被扶養者(%)	84.2	85.5	85.2	87.8	87.6	90.0	90.0

#### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度の特定保健指導の目標実施率は65%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の各年度目標を次の通り定める。

#### 目標実施率（被保険者+被扶養者）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
対象者(人)	4,801	4,869	5,249	5,403	5,795	5,954	-
特定保健指導対象者数(人)	1,156	1,115	1,270	1,229	1,385	1,344	-
実施率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0	65.0
実施者数(人)	462	502	635	676	831	873	-

## V 特定健康診査等の対象者数

### 1. 対象者数

#### (1) 特定健康診査の対象者数

##### ①被保険者

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数(推計値)	4,060	4,145	4,441	4,526	4,822	4,907
目標実施率(%)	94.0	95.0	95.0	96.0	96.0	97.0
目標実施者数	3,817	3,938	4,219	4,345	4,629	4,760

※「対象者数」とは、事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数（被扶養者・任意継続加入者）

##### ②被扶養者

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数(推計値)	1,640	1,551	1,717	1,628	1,794	1,705
目標実施率(%)	60.0	60.0	60.0	65.0	65.0	70.0
目標実施者数	984	931	1,030	1,058	1,166	1,194

③被保険者+被扶養者

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
対象者数(推計値)	5,700	5,696	6,158	6,154	6,616	6,612
目標実施率(%)	84.2	85.5	85.2	87.8	87.6	90.0
目標実施者数	4,801	4,869	5,249	5,403	5,795	5,954

(2) 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
40 歳以上対象者	5,700	5,696	6,158	6,154	6,616	6,612
動機付け支援対象者	466	438	518	490	570	542
実施率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0
実施者数	2186	197	259	270	342	352
積極的支援対象者	690	677	752	739	814	802
実施率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0
実施者数	276	305	376	407	489	521
保健指導対象者計	1,156	1,115	1,270	1,229	1,385	1,344
実施率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0
実施者数	462	502	635	676	831	873

## VI 特定健康診査等の実施方法

### 1. 特定健康診査

(1) 実施機関

特定健康診査は、主として健診業務委託業者の契約医療機関等を通じて行う。

(2) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(3) 受診方法

強制被保険者は、事業主健診また人間ドックを受診し、特定健康診査の代替の取扱いとし、任意継続被保険者や被扶養者は、人間ドックまたは受診券発行による集合契約の特定健康診査を健康保険組合のスキームに沿って受診する。

(4) 啓発普及・案内方法

啓発普及は、健康保険組合のホームページ等にて行う。案内は、健診医療機関が受診者に対して実施し、必要に応じて、個別の受診勧奨を行う。

(5) 健診データの受領方法

健診データは、事業主や健診業務委託業者等から随時受領し、十分なセキュリティ管理を行い、健康保険組合で保管する。

2. 特定保健指導

(1) 実施機関

特定保健指導は、主として特定保健指導業務委託業者の契約保健指導機関等を通じて実施する。

(2) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(3) 受診方法

保健指導機関等により、所定の特定保健指導プログラムを実施する。

(4) 啓発普及・案内方法

啓発普及は、健康保険組合のホームページ等にて行う。案内は、特定保健指導業務委託業者等の階層化により、プログラム利用対象者に対して、個別通知等により積極的に利用要請を行う。

(5) データの受領方法

特定保健指導は、特定保健指導業務委託業者等から適時データを受領し、十分なセキュリティ管理を行い、健康保険組合で保管する。

## VII 個人情報保護

健康保険組合の「個人情報保護管理規程」を遵守する。

記録は、健康管理システムにデータを入力することにより保存する。

特定健康診査や保健指導機関等の業務委託先は、契約書等によって、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない等の個人情報保護に関する遵守項目について充足した業者にのみ委託する。

## VIII 実施計画の公表及び周知

本計画の公表及び周知方法は、ホームページ等に掲載する。

## IX 実施計画の評価及び見直し

本計画は、理事長が決定し、理事会及び組合会に報告する。

また、理事長は目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には、見直しを行うことができる。